



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(12)

目 次

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)... 1

訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....(同)...同

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第73号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号口中「、鶴岡農村整備課長、酒田農村整備課長」を削り、同号に次のように加える。

へ 指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)との協定の締結

第5条の2第1号中「児童短期入所事業、知的障害者短期入所事業」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(次条において「短期入所」という。)」に改め、同条に次の1号を加える。

(2) 発達障害者の支援に関すること

第5条の3第1号中「児童短期入所事業」を「短期入所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第7条第3項中「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改める。

第13条第2項中「、産業技術短期大学校庄内校及び農業総合研究センター」を「及び産業技術短期大学校庄内校」に改める。

別表第1人事・服務の項第1項総合支庁部長専決事項の欄中「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改め、同表の備考第2項の表左欄中「、鶴岡農村整備課、酒田農村整備課」を削り、同備考第4項中「建設企画課」を「建設企

画課及び交通政策課」に改め、同項の表中

総務部改革推進課	総務部総務課長
----------	---------

を

総務部改革推進室改革推進課、情報企画課	政策企画課長
---------------------	--------

に、

文化環境部環境整備課、環境保護課	環境企画課長
商工労働観光部商業経済交流課	産業政策課長

を

文化環境部学術振興課、女性青少年政策室	県民文化課長
文化環境部循環型社会推進課、みどり自然課	環境企画課長
商工労働観光部商業経済交流課、観光振興課	産業政策課長
農林水産部経営安定対策課	農政企画課長
農林水産部工コ農業推進課	生産技術課長

に改め、同備考第5

項の表左欄及び第6項の表左欄中「、鶴岡農村整備課、酒田農村整備課」を削る。

別表第2 総務部の項人事課の項給与に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「10級」を「8級」に、「給料月額」を「号給等」に改め、同部の項中

市町村債に関する事。	1 市町村債の許可に関する事。
------------	-----------------

を

市町村債に関する事。	1 市町村債の許可に関する事。	
改革推進室政策企画課 国土利用計画法に関する事。	1 第24条第1項の規定による勧告に関する事。	1 第28条第1項の規定による遊休土地の認定に関する事。
	2 第26条の規定による公表に関する事。	2 第31条第1項の規定による勧告に関する事。
		3 第32条第1項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う者の決定に関する事。

	国土利用計画法施行令に関する こと。		1 第9条の規 定による基準 地の選定及び 標準価格の判 定に関するこ と。	
改革推 進室情 報企画 課	源泉徴収等に関 すること。			1 電子計算機 による給与事 務処理が行わ れた職員につ いての所得税 の源泉徴収事 務並びに県及 び市町村民税 の特別徴収事 務に関するこ と。
改革推 進室統 計企画 課	統計に関するこ と。		1 国勢調査区 その他統計調 査区の設定認 可に関するこ と。	

に改め、同部の項総合政策室

政策企画課の項、総合政策室情報企画課の項及び総合政策室統計企画課の項を削り、同表文化環境部の項学術振興

課の項を削り、同部の項中

環境整 備課	を	循環型 社会推 進課
環境保 護課		みどり 自然課

に改め、同表健康福祉部の項児童家庭課の項児童福祉法施

行規則に関すること。の項部長専決事項の欄第1項を削り、同課の項児童福祉法施行規則に関すること。の項課長
専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理に関すること(第二種社会
福祉事業に係るものを除く。)

別表第2健康福祉部の項児童家庭課の項非常勤職員の任免に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「児童
福祉施設における児童指導業務に従事する者」を「児童福祉に係る顧問弁護士」に改め、同表農林水産部の項中

農政企 画課	農業倉庫業法に 関すること(別 に定めるものを 除く。)			1 第6条(第 26条において 準用する場合 を含む。)の規 定による認可 に関すること。
				2 第13条(第 26条において 準用する場合 を含む。)の規 定による認可 に関すること。

を

農業協同組合法に関すること(別に定めるものを除く。)			1 第44条第2項及び第4項の規定による定款の変更の認可及び届出の受理に関すること。
農業改良資金助成法に関すること。		1 第9条の規定による一時償還の請求に関すること。	
山形県農業改良資金貸付規則に関すること。		1 第19条第2項の規定による一時償還の請求に関すること。	

に改め、同部の項生産流通課

農政企画課	卸売市場法に関すること。		1 第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可に関すること。	
			2 第58条第1項の規定による卸売の業務の許可に関すること。	
			3 第60条の規定による地方卸売市場の廃止の許可に関すること。	
経営安定対策課	農業倉庫業法に関すること(別に定めるものを除く。)		1 第6条(第26条において準用する場合を含む。)の規定による認可に関すること。	
			2 第13条(第26条において準用する場合を含む。)の規定による認可に関すること。	
	農業協同組合法に関すること(別に定めるものを除く。)		1 第44条第2項及び第4項の規定による定款の変更の認可及び届出	

				の受理に関する こと。
	農業改良資金助 成法に関するこ と。		1 第9条の規 定による一時 償還の請求に 関すること。	
	山形県農業改良 資金貸付規則に 関すること。		1 第19条第2 項の規定によ る一時償還の 請求に関する こと。	

の項を削り、同部の項中

農業技 術課	非常勤職員の任 免に関するこ と。		1 非常勤の病 害虫防除員の 任免に関する こと。	
-----------	-------------------------	--	------------------------------------	--

を

生産技 術課	公有水面埋立法 に関するこ と(漁港区域に係 るものに限る。)	1 第6条第3 項の規定によ る裁定に関する こと。	1 第47条第1 項の規定によ る認可の申請 に関するこ と。	
	国有財産法に関 すること。		1 第8条第1 項の規定によ る漁港の区域 内に所在し、 又は漁港管理 者の長が海岸 管理者となる 海岸保全施設 若しくは公共 海岸である国 有財産の引継 ぎに関するこ と。	
			2 第12条の規 定による漁港 の区域内に所 在し、又は漁 港管理者の長 が海岸管理者 となる海岸保 全施設若しく は公共海岸で ある国有財産 の所管換えに 関すること。	

		3 第27条の規定による漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の交換に関すること。	
水産業協同組合法に関すること。			1 第48条第2項の規定による定款の変更の認可に関すること。
漁業法に関すること。	1 第39条第1項の規定による漁業権の変更等に関すること。	1 第10条の規定による漁業権の設定の免許(内水面に係るものに限る。)に関すること。	
	2 第67条第4項の規定による内水面漁場管理委員会の指示の取消しに関すること。	2 第11条の規定による免許の内容等の事前決定(内水面に係るものに限る。)に関すること。	
	3 第132条において準用する第100条の規定による委員の解任に関すること。	3 第22条第1項の規定による漁業権の分割又は変更の免許(内水面に係るものに限る。)に関すること。	
		4 第24条第2項の規定による漁業権を目的とする抵当権の設定の認可(内水面に係るものに限る。)に関すること。	

に改め、同部の項農村計画課

		5 第26条第1項ただし書の規定による認可(内水面に係るものに限る。)に関する こと。	
		6 第36条の規定による休漁中の漁業許可等(内水面に係るものに限る。)に関する こと。	
		7 第65条第7項の規定による意見の聴取(内水面に係るものに限る。)に関する こと。	
		8 第67条第9項の規定による催告及び同条第11項の規定による命令(内水面に係るものに限る。)に関する こと。	
主要農作物種子法に関する こと。		1 第4条第5項の規定による審査の基準及び方法の決定に関する こと。	
山形県主要農作物原種配布規則に関する こと。		1 原種の配布に関する こと。	
果樹農業振興特別措置法に関する こと。		1 第3条第1項の規定による果樹園経営計画の認定に関する こと。	
非常勤職員の任免に関する こと。		1 非常勤の漁業監視員の任免に関する こと。	

工コ農業推進課	家畜取引法に関すること。		1 第19条第1項の規定による市場再編整備地域の指定に関すること。	
			2 第22条第1項の規定による市場再編整備計画の変更の承認に関すること。	
			3 第23条の規定による市場再編整備地域の指定の解除に関すること。	
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関すること。		1 第5条第2項の規定による命令に関すること。	
	家畜衛生試験に関すること。			1 家畜衛生試験に関すること。
	非常勤職員の任免に関すること。		1 非常勤の病害虫防除員の任免に関すること。	

の項非常勤職員の任免に関すること。の項を削り、同部の項森林課の項森林法施行規則に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「協議」を「協議(皆伐に係るものに限る。)」に改め、同課の項林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に関すること。の項項目の欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、同課の項林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令に関すること。の項項目の欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改め、同表土木部の項管理課の項国有財産法に関すること(生産流通課及び交通基盤課に係るものを除く。)。の項項目の欄中「生産流通課及び交通基盤課」を「生産技術課及び交通政策課」に改め、同部の項中

			11 第136条第1項の規定による代理人の指定に関すること。	
--	--	--	--------------------------------	--

を

			11 第136条第1項の規定による代理人の指定に関すること。	
--	--	--	--------------------------------	--

交通政 策課	公有水面埋立法 に関する事 (港湾区域に係 るものに限る。)	1 第6条第3 項の規定によ る裁定に関す ること。	1 第2条第1 項の規定によ る公有水面埋 立の免許に関 すること。	
			2 第13条の2 第1項の規定 による埋立区 域の縮小等の 許可に関する こと。	
			3 第14条第1 項の規定によ る土地立入等 の許可に関す ること。	
			4 第16条第1 項の規定によ る公有水面の 埋立権の譲渡 の許可に関す ること。	
			5 第22条第1 項の規定によ る竣功認可に 関すること。	
			6 第23条第1 項ただし書の 規定による竣 功認可の告示 前の埋立地の 使用許可に関 すること。	
			7 第27条第1 項及び第3項 の規定による 所有権の移転 等の許可及び 協議に関する こと。	
			8 第30条の規 定による災害 防止に関する 命令に関する こと。	
			9 第31条の規 定による工作 物等の除去命 令に関するこ と。	

	<p>10 第33条の規定による事実更正等の措置に関すること。</p>	
	<p>11 第35条の規定による原状回復義務の免除等に関すること。</p>	
<p>国有財産法に関すること。</p>	<p>1 第8条第1項の規定による港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の引継ぎに関すること。</p>	<p>に改め、同部の項交通基盤課</p>
	<p>2 第12条の規定による港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の所管換えに関すること。</p>	
	<p>3 第27条の規定による港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の交換に関すること。</p>	

山形県港湾施設 管理条例に関する こと。		1 第13条本文 の規定による 港湾施設の占 用の許可に関 すること(国 土交通大臣の 承認に係るも のに限る。)	
		2 第14条第1 項本文の規定 による港湾施 設の占有の変 更の許可に関 すること(国 土交通大臣の 承認に係るも のに限る。)	
		3 第15条にお いて準用する 第12条ただし 書の規定によ る転貸等の許 可に関するこ と(国土交通 大臣の承認に 係るものに限 る。)	

の項を次のように改める。

道路課	軌道法に関する こと。		1 第10条の規 定による運輸 の開始の認可 に関するこ と。	
			2 第11条第1 項の規定によ る運転速度及 び度数の決定 の認可に関す ること。	
	軌道法施行令に 関すること。		1 第6条の規 定による工事 方法等の変更 の認可等に関 すること。	

別表第2 土木部の項河川砂防課の項公有水面埋立法に関すること(生産流通課、管理課及び交通基盤課に係るものを除く。)の項項目の欄中「生産流通課」を「生産技術課」に、「交通基盤課」を「交通政策課」に改める。

別表第3 総務企画部の項企画振興課の項生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置法に関すること。の項項目の欄中「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置法」を「生活関連物資等の買占め及

び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に改め、同表保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第1項から第3項までを削り、第4項を第1項とし、第5項から第8項までを3項ずつ繰り上げ、同課の項児童福祉法施行規則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を削り、同課の項児童福祉法施行規則に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「及び第5項」を「から第6項まで」に改め、同課の項身体障害者福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、同欄第3項中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同項を同欄第2項とし、同欄中第4項を第3項とし、同課の項身体障害者福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同課の項知的障害者福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、同欄第3項中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同項を同欄第2項とし、同欄第4項中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同項を同欄第3項とし、同課の項知的障害者福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げ、同課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「第103条第1項」を「第103条第3項」に、「運営の改善の命令」を「措置命令」に改め、同課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第23項を第34項とし、第22項を第33項とし、第21項を第32項とし、第20項を第31項とし、同項の前に次の2項を加える。

29 第107条第5項の規定による指定介護療養型医療施設の指定に係る意見の聴取に関すること。

30 第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第19項を第28項とし、第18項を第27項とし、第17項を第26項とし、第16項を第25項とし、同項の前に次の1項を加える。

24 第94条の2第1項の規定による介護老人保健施設の許可の更新に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第15項中「及び第2項」を「、第2項及び第6項」に、「及び変更の許可」を「、変更の許可及び許可に係る意見の聴取」に改め、同項を同欄第23項とし、同欄中第14項を第22項とし、第13項を第21項とし、第12項を第20項とし、同項の前に次の2項を加える。

18 第86条第3項の規定による指定介護老人福祉施設の指定に係る意見の聴取に関すること。

19 第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第11項を第17項とし、第10項を第16項とし、同項の前に次の4項を加える。

12 第78条の2第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る届出の受理に関すること。

13 第78条の2第3項の規定による指定地域密着型特定施設の指定に係る助言及び勧告に関すること。

14 第78条の10の規定による地域密着型サービス事業者の指定等の届出の受理に関すること。

15 第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同欄第6項中「病院、診療所及び薬局」を「病院等」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第5項の次に次の2項を加える。

6 第70条第5項の規定による指定特定施設の指定に係る意見の聴取に関すること。

7 第70条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の4項を加える。

35 第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。

36 第115条の6の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告の聴取等に関すること。

37 第115条の10において準用する第70条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新に関すること。

38 第115条の18の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)に基づく届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第4項を削り、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)に基づく届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項中

環境課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること。	1 第10条(第15条第11項において準用する場合を含む。)の規定による鳥獣の捕獲等の許可に係る措置命令等に関すること。	1 第9条第1項、第7項(第15条第11項において準用する場合を含む。)及び第8項の規定による鳥獣の捕獲等の許可に関すること。	1 第9条第9項、第11項及び第12項の規定による鳥獣の捕獲等の許可証の再交付等に関すること。
-----	----------------------------	--------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

を

障害者自立支援法に関すること。	1 第48条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第11条第3項、第48条第2項及び第81条第2項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)	1 第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定に関すること。
	2 第49条第1項の規定による勧告に関すること。		2 第37条第1項の規定による指定の変更に関すること。
	3 第49条第5項の規定による命令に関すること。		3 第46条の規定による届出の受理に関すること。
知事感謝状に関すること。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること(知事が別に定める基準による場合に限る。)		

に改め、同部の項環境課の項

環境課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること。	1 第10条(第15条第11項において準用する場合を含む。)の規定による鳥獣の捕獲等の許可に係る措置命令等に関すること。	1 第9条第1項、第7項(第15条第11項において準用する場合を含む。)及び第8項の規定による鳥獣の捕獲等の許可等に関すること。	1 第9条第9項、第11項及び第12項の規定による鳥獣の捕獲等の許可証の再交付等に関すること。
-----	----------------------------	--------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第8項を第10項とし、第4項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 第17条の7の規定による計画変更命令等に関すること。
- 5 第17条の10の規定による改善命令等に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「第18条の13第1項」を「第17条の12第1項及び第18条の13第1項」に改め、同欄第5項及び第6項中「第18条の13第2項」を「第17条の12第2項及び第18条の13第2項」に改め、同欄中第13項を第16項とし、第8項から第12項までを3項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第17条の4第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理に関すること。
- 9 第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受理に関すること。
- 10 第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健予防課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを削り、同課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第13項中「医療保護入院」を「医療保護入院等」に、「移送等」を「移送」に改め、同項を同欄第14項とし、同欄中第12項を第13項とし、第8項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、同欄第7項中「第27条第3項の規定による職員の任命及び第5項」を「第27条第5項、第38条の6第3項及び第50条の2の4第2項において準用する第19条の6の16」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第26条の3の規定による通報の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健予防課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

- 3 第50条第3項の規定による届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健予防課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同欄第4項中「第56条第4項及び第7項」を「第56条第5項及び第8項」に改め、同項を同欄第3項とする。

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健予防課の項中

健康増進法に関すること。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。	を
--------------	--	-----------------------------	---

健康増進法に関すること。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。	
--------------	--	-----------------------------	--

障害者自立支援法に関すること (育成医療に係るものに限る。)	1 第9条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第9条第2項(第10条第2項及び第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	
	2 第10条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	2 第52条第1項の規定による支給認定に関すること。	
	3 第11条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	3 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に関すること。	
		4 第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関すること。	

に改め、同表産業経済部の項商工労働

観光課の項通訳案内業法に関すること。の項を次のように改める。

通訳案内士法に関すること。			1 第18条の規定による通訳案内士の登録に関すること。
			2 第22条の規定による通訳案内士登録証の交付に関すること。
			3 第23条の規定による登録事項の変更の届出の受理等に関すること。
			4 第24条の規定による通訳案内士登録証の再交付に関すること。

			5 第25条及び第26条の規定による登録の抹消に関する事
			6 第27条の規定による通訳案内士登録簿の閲覧に関する事
			7 第32条の規定による措置に関する事
			8 第33条の規定による通訳案内士の処分に関する事
			9 第34条の規定による報告の徴収に関する事

別表第3 産業経済部の項農業振興課(庄内総合支庁を除く。)の項中

	11 第126条の規定による契約の取消しに関する事		
--	---------------------------	--	--

を

	11 第126条の規定による契約の取消しに関する事		
山形県内水面漁業調整規則に関する事			1 第10条第2項及び第3項(第32条第9項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の写しの交付及び受理に関する事
			2 第17条の規定による許可証の交付等に関する事

		3 第18条の規定による許可証の受理等に関すること。
		4 第32条第1項の規定による許可(種卵確保のために実施するだけの採捕に係るものを除く。)に関すること。
		5 第32条第5項の規定による報告の受理に関すること。
		6 第32条第7項の規定による許可に関すること。
		7 第33条の規定による届出の受理に関すること。

に改め、同部の項農村整備課、西村山

農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課、鶴岡農村整備課及び酒田農村整備課の項課名の欄中「、西置賜農村整備課、鶴岡農村整備課及び酒田農村整備課」を「及び西置賜農村整備課」に改め、同部の項農村整備課、西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課、鶴岡農村整備課及び酒田農村整備課(最上総合支庁及び庄内総合支庁の農村計画課を含む。)の項課名の欄中「、西置賜農村整備課、鶴岡農村整備課及び酒田農村整備課」を「及び西置賜農村整備課」に改め、「及び庄内総合支庁」を削り、同部の項水産課の項中

工事の竣工認定に関すること。		1 農林漁業資金の融資に係る工事の竣工認定に関すること。
----------------	--	------------------------------

を

工事の竣工認定に関すること。		1 農林漁業資金の融資に係る工事の竣工認定に関すること。
青年漁業士及び指導漁業士に関すること。	1 青年漁業士及び指導漁業士の認定に関すること。	

に改め、同部の項森林整備課、西村山

知事感謝状に 関すること。	1 青年漁業士 及び指導漁業 士に対する知 事感謝状に 関すること(知 事が別に定め る基準による 場合に限る。)		
------------------	--------------------------------------------------------------------------------	--	--

森林整備課、北村山森林整備課及び西置賜森林整備課の項森林法施行規則に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第22条の8第1項第10号の規定による国有林の伐採の協議(皆伐に係るものを除く。)に關すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課の項屋外広告物法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第7条第3項及び第4項」を「第7条第4項」に改め、同課の項道路法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 第44条の2第3項及び第4項の規定による違法放置物件を保管した場合の公示及び違法放置物件の売却に關すること。

別表第3建設部の項道路課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項道路法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第44条の2の規定による違法放置物件の除去等に關すること。

別表第3建設部の項建築課の項建築基準法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、同欄第5項中「制限」を「高さの制限」に改め、同項を同欄第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 第57条の2第3項及び第4項の規定による特例容積率の限度の指定及び公告に關すること。

5 第57条の3第2項及び第3項の規定による特例容積率の限度の指定の取消し及び公告に關すること。

別表第3建設部の項建築課の項建築基準法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第16項中「複数建築物の設計」を「建築物の位置及び構造」に改め、同欄第17項中「同一敷地内建築物以外の建築」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造」に改め、同欄第18項中「複数建築物の設計」を「建築物の位置及び構造」に改め、同部の項港湾事務所の項国有財産法に關すること(漁港の区域、港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は漁港管理者若しくは港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域施設若しくは公共海岸である国有財産に係るものに限る。)の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「農林水産部生産流通課及び土木部交通基盤課」を「農林水産部生産技術課及び土木部交通政策課」に改め、同表の備考第2項中「次の表の左欄に掲げる課」を「水産課」に、「同表の右欄に掲げる者」を「水産課長」に改め、同項の表を削る。

別表第4第1号中「保健医療大学、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校」を「及び保健医療大学」に改め、同号の表中

学長又は校長専決事項	を	学長専決事項	に改め、同
------------	---	--------	-------

表事務局専決事項の欄第1項中「学長又は校長専決事項」を「学長専決事項」に改め、同別表第2号の表以外の部分を次のように改める。

(2) 総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校

別表第4第2号の表中

所長専決事項	を	所長又は校長専決事項	に改め、同
--------	---	------------	-------

表事務局専決事項の欄第1項中「所長専決事項」を「所長又は校長専決事項」に、「事務局長」を「事務局長(産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校にあつては、事務局長)」に改め、同別表第3号の表(児童相談所長の専決事項)の項第1項中「第34条第1項第9号の規定による行為の承諾及び同法」を削り、同表(精神保健福祉センター所長の専決事項)の項第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

2 障害者自立支援法に関すること(精神通院医療に係るものに限る。)のうち次に掲げる事項

- (1) 第9条第2項(第10条第2項及び第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。
- (2) 第52条第1項の規定による支給認定に関すること。
- (3) 第56条第2項の規定による支給認定の変更に関すること。
- (4) 第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成18年4月1日印刷
平成18年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056